

2025年2月28日

各位

会社名 株式会社 ブイキューブ  
代表者名 代表取締役会長 間下 直晃  
(コード番号：3681 東証プライム)  
問合せ先 取締役 CFO 経営企画本部長 山本 一輝  
(TEL. 03-6625-5011)

## 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する ストック・オプション報酬額及び内容決定に関するお知らせ

当社は、2025年2月28日開催の取締役会決議において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬額及びその内容に関する議案を、2025年3月28日開催予定の第25期定時株主総会へ付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### I 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）に対する報酬は、2023年3月28日開催の第23期定時株主総会において、取締役に対する金銭報酬として、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬として、かかる金銭報酬の別枠にて、発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間150,000株以内、その報酬の総額は年額75百万円以内とすることをご承認いただき、今日に至っております。

このたび、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記報酬枠とは別枠にて、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額300百万円以内とすることにつき、2025年3月28日開催予定の第25期定時株主総会に付議することを決議いたしました。

なお、当社は、本議案が承認された場合は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、本議案の内容に応じて改定することを予定しており、本議案は、改定後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであり、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

#### II 議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

##### 1. スtock・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権1個当たりの公正価額の算定につきましては、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。なお、かかるストック・オプションの付与は、新株予約権の公正な評価額を払込金額とする新株予約権を当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に割り当てる一方、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、報酬請求権と本新株予約権の払込金額の

払込債務とを相殺する方法により行います。

なお、現在の取締役は8名（うち、社外取締役2名）ですが、2025年3月28日開催予定の第25期定時株主総会で取締役の選任議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち、社外取締役2名）となり、本議案の対象となる取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は5名となります。

## 2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

### (1) 新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、6,000個とする。

### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は600,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

### (3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、本新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。但し、当該払込金額は、割当てを受ける者の当社に対する同額の報酬債権と相殺する。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の割当日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値（取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引の終値）とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日まで（但し、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）の範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者は、当社の連結損益計算書又は損益計算書に記載された売上高、流通株式時価総額その他取締役会があらかじめ定める一定の業績条件を満たした場合に限り、新株予約権を行使することができる。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥ その他の新株予約権の行使の条件は、当社の取締役会において定めるものとする。

(8) 新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

(9) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上